

岩出市

都市計画マスタープラン

【概要版】

令和5年3月
岩出市

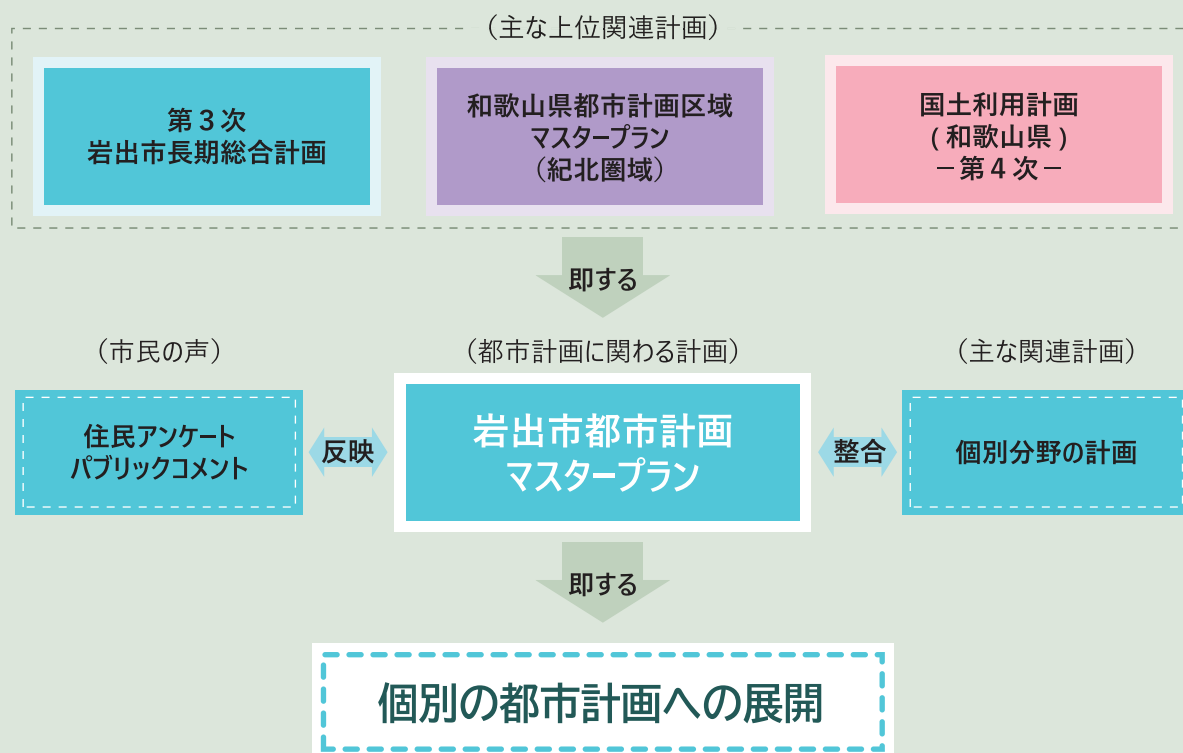
はじめに

都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の 2 に基づき、目指すまちの将来像とその実現に向けたまちづくりの基本的な方針をまとめたものです。

本計画は、本市が定める最上位計画「第 3 次岩出市長期総合計画」並びに和歌山県が定める「和歌山県都市計画区域マスタープラン（紀北圏域）」等の上位計画に即しつつ、社会情勢の変化等も考慮し、住民アンケート調査、パブリックコメントを通じて市民ニーズの把握に努めながら策定するものです。

計画の位置づけ



目標年次及び対象区域

本計画は、令和 4 年を基準年次とし、概ね 20 年後（令和 24 年）のまちの将来を見据えながら、

10 年後の **令和 14 年** を目標年次とします。

また、対象区域は、都市計画区域である岩出市全域とします。

なお、社会経済情勢の変化や総合計画等の上位計画の見直しに応じて、適切な時期に、計画内容を変更するなど本計画の見直しを行います。

全体構想

まちの将来像

“活力あふれるまち ふれあいのまち”
緑豊かな住環境と歴史文化かおる健康都市 いわで

都市づくりの目標

目標
1

住みやすい、住み続けられる都市

教育、文化、医療、福祉、商業などのサービスが身近なところで利用できるよう都市機能を誘導し、歩行者空間のユニバーサルデザイン化などの都市基盤の高質化を図りつつ、生活道路や通学路の安全対策、自転車通行空間の確保やネットワーク化、誰もが使いやすい公共交通の充実など、安全で安心して快適に移動することができるまちづくりに取り組み、誰もが住みやすく、ライフスタイルの変化にも対応した住み続けられる都市を目指します。

目標
2

自然・歴史・文化を活かした風格のある都市

本市の歴史・文化といった地域資源を守り、活かすため、岩出根来インターチェンジ周辺の、根来寺や道の駅「ねごろ歴史の丘」、旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）、県植物公園緑花センター、岩出図書館、近畿大学生物理工学部などの施設が集積するエリアを「文化文教ゾーン」と位置づけ、それら資源を活用することにより、賑わい・交流を促進する環境を醸成し、市民も来訪者も楽しむことができる景観保全を推進するとともに、市域全体では、和泉山脈、田園風景、根来川、紀の川といった自然環境の保全と調和に留意することにより、自然・歴史・文化を活かした風格のある都市を目指します。

目標
3

安全で安心して暮らせる都市

昨今頻発する風水害や震災からの被害を防ぐため、河川やため池の改修など社会基盤の整備に取り組むとともに、空家等対策を始めとする密集市街地の環境改善、住宅の耐震化など市街地の防災能力強化を進め、災害に強いまちづくりを推進することにより、安全で安心して暮らせる都市を目指します。

目標
4

広域的なネットワークの変化に対応した都市

京奈和自動車道の開通や岩出根来インターチェンジの設置、県道泉佐野岩出線の4車線化の完了などにより、大阪方面などとの広域ネットワークが充実したことを活かし、「文化文教ゾーン」と位置付ける、根来寺を中心としたエリアで、文化遺産や景観の保全、観光エリアとしての整備を行い、広く県内外との交流を促進します。

また、岩出根来インターチェンジが立地している環境を活かし、「文化文教ゾーン」に配慮しつつ、必要な製造業や物流分野での企業誘致を進めます。

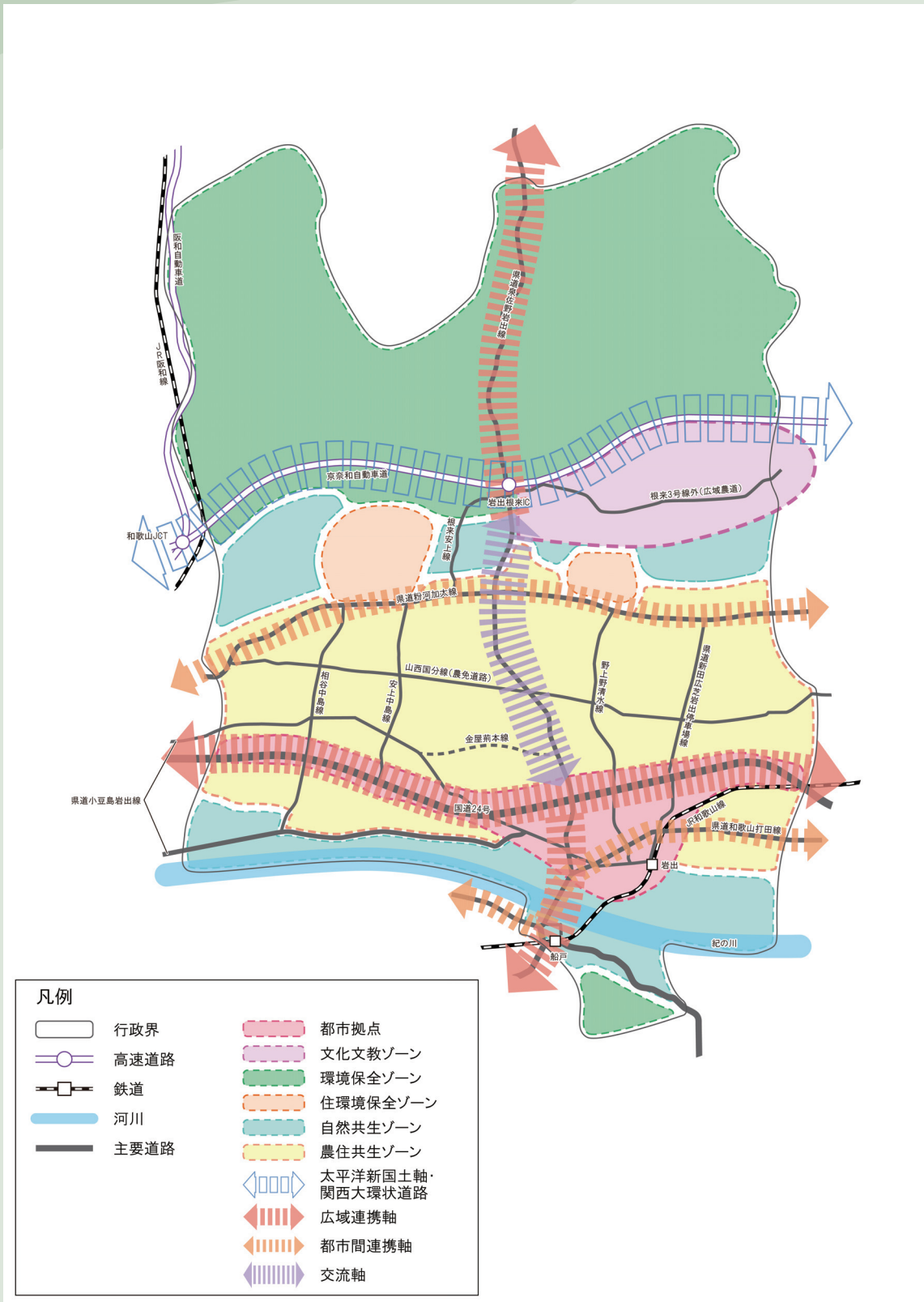
目標
5

将来にわたって持続可能な都市

市民生活に不可欠なインフラについて、長寿命化や必要に応じた改修、災害時のリダンダンシーの確保に努めることにより、安全・安心で持続可能な都市づくりを推進します。

また、空き家などの既存ストックの効率的な利活用を推進し、地域コミュニティの維持・再生を図ることによって、将来にわたって持続可能な都市を目指します。

将来都市構造図



土地利用の方向性

- ① 「都市拠点」「文化文教ゾーン」「交流軸」を「都市の顔」形成ゾーン」と位置づけ、積極的な施策を推進します。
- ② 「文化文教ゾーン」においては、本市を代表する歴史・文化を活かした交流の促進を目指し、自然・文化・レクリエーション施設群と一体となった施設の有効活用を図ります。
- ③ 流通関連施設や工場等については、広域交通の利便や住宅との離隔に配慮して、岩出根来インターチェンジ周辺に立地を誘導します。ただし、本市の玄関口であることから、「文化文教ゾーン」とともに、環境等に悪影響を及ぼす恐れのある施設の立地抑制に努めます。

都市づくりの方針

都市防災の方針

- ①道路・橋梁・上下水道・ため池などのインフラ設備については、災害時のリダンダンシーの確保を図ります。
- ②公共施設の避難施設としての機能強化を図るため、マンホールトイレの整備や備蓄物資及び資機材等の充実などに取り組みます。

市街地整備の方針

- ①計画的な住環境整備や建物の流動化を促す空家等の対策を検討・実行することにより、災害に強い市街地を目指します。
- ②良好な居住環境が形成されている、丘陵地の大規模住宅団地では、建物用途の混在防止を図るための取り組みを検討します。

都市施設整備の方針

道路・交通施設

- ①市内幹線道路を結ぶ生活道路の利便性と安全性を更に高めるため、幹線道路間に繋がる双方向の道を整備します。
- ②市内道路の利便性と安全性を高めるため、生活道路の環状化や交差点改良、長寿命化等に取り組みます。

公園・緑地

- ①公園施設の計画的な維持修繕と長寿命化を図るとともに、既存公園の多面的機能の充実に取り組みます。
- ②宅地開発により設置された公園については、市民と協働での適正管理に努めます。

河川・下水道

- ①浸水被害の軽減・解消に向けた取り組みを推進します。
- ②公共下水道は、認可区域の拡大を図りながら、効率的・効果的な整備と普及に取り組みます。

環境形成の方針

- ①良好な住環境を維持するため、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす管理不全空家等については、密集市街地での面的な整備を検討するほか、関係法令に基づく空家等対策を適切に実施します。

都市景観形成の方針

歴史文化

- ①根來寺一帯は、本市の歴史的景観の骨格をなす重要な要素として、文化財の保護に取り組みます。
- ②密集市街地では、計画的な住環境整備や建物の流動化を促す空家等対策などによる環境改善に取り組みます。

観光まちづくり

- ①広域交通の利便性向上を活用し、市外からの交流人口を増加させるため、観光資源の魅力発信に取り組みます。
- ②文化文教ゾーンは、歴史的な文化資源や豊かな自然と連携しながら、本市の観光拠点として活用します。

地域別構想

土地利用の方針を踏まえつつ、将来都市構造図における「拠点」、「ゾーン」、「軸」の設定をもとに、国道24号、県道粉河加太線を道路軸に以下の3つの地域を設定します。

南部地域

「広域連携軸」である国道24号以南で、「都市拠点」を中心に官公庁や商業施設が集積し、紀の川沿いの「環境保全ゾーン」では自然豊かな景観の広がるエリア

中部地域

国道24号と県道粉河加太線に挟まれた、「交流軸」である県道泉佐野岩出線を中心に東西の「農住共生ゾーン」に住宅地が広がるエリアと丘陵地の大規模住宅団地である「住環境保全ゾーン」のエリア

北部地域

岩出市の広域的な玄関口である岩出根来インターチェンジが位置し、根来寺を中心に文化・教育施設等が集積した「文化文教ゾーン」と市北部の自然豊かな「環境保全ゾーン」及び「自然共生ゾーン」を併せたエリア

中部地域

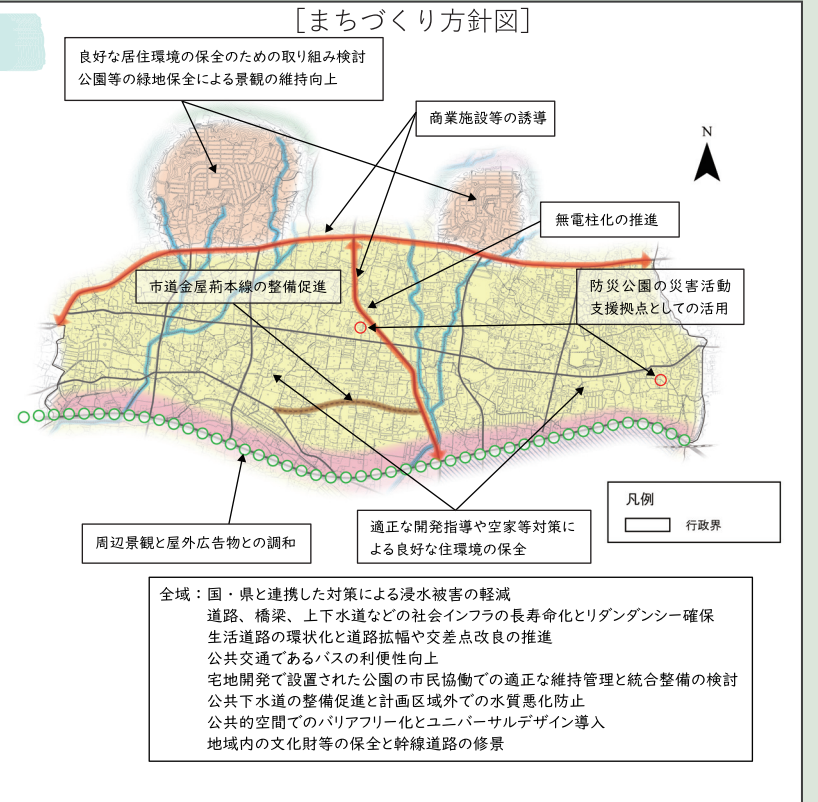
生活と田園環境が調和し、商業潤う便利で快適な住空間

将来都市構造上の位置づけ

- 南部地域の「都市拠点」と北部地域の「文化文教ゾーン」を結ぶ、「交流軸」が地域中央部を南北に貫通しています。
- 「交流軸」を中心にその東西には「農住共生ゾーン」が広がっています。
- 地域南部に「広域連携軸」である国道24号が、北部に「都市間連携軸」である県道粉河加太線が東西に貫きます。
- 地域北部の丘陵地にある紀泉台や桜台といった大規模住宅団地は、「住環境保全ゾーン」とします。

土地利用方針

- ・ 「交流軸」として市の中央を縦断する県道泉佐野岩出線は、広域的な需要を受け入れるための中心軸であり、市道野上野清水線、市道安上中島線、市道相谷中島線などの南北を結ぶ主要幹線道路と連動し、商業施設等の立地に努めます。
- ・ 「都市拠点」である国道24号の沿道では、周辺都市住民等を含めた広域的な生活サービスと、地域の日常生活利便の両面を支える拠点として、関連する商業施設等の立地を促進します。
- ・ 「住環境保全ゾーン」である紀泉台や桜台などでは、建物用途の混在を防止し、現状の良好な住環境を保全するため、住宅系の地域地区の適用などを検討します。



南部地域

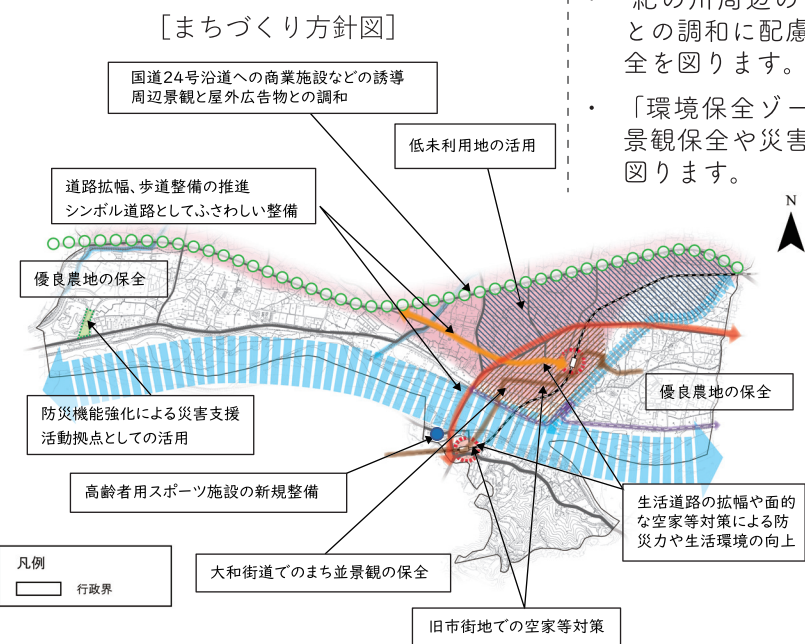
紀の川に彩られ、人が集まる、個性的で魅力ある都市空間

将来都市構造上の位置づけ

- にぎわいや交流の中心となる「都市拠点」を有し、「交流軸」とともに「都市の顔」形成ゾーン」の重要な位置を占めます。
- 南北方向と東西方向の「広域連携軸」を擁し、その結節点となります。
- 「都市拠点」南の住宅の点在する地域は「農住共生ゾーン」、紀の川沿線を「自然共生ゾーン」、御茶屋御殿山を「環境保全ゾーン」とします。

土地利用方針

- ・ “都市の顔”を形成する「都市拠点」では、鉄道駅の立地や主要公共施設、大規模商業施設の集積を生かし、誰もが暮らしやすく、利便性の高い生活空間の形成を図ります。
- ・ 岩出駅や船戸駅周辺の旧市街地では、狭隘な生活道路の拡幅や環状化による環境改善とともに、歴史的資源の保全を進めます。
- ・ 国道24号の沿道は、本市周辺の住民等を含めた広域的な生活サービスと地域の日常生活利便の両面を支える拠点として、関連する商業施設等の立地を促進します。
- ・ 紀の川周辺の「自然共生ゾーン」では、自然環境との調和に配慮して、まとまりある優良な農地の保全を図ります。
- ・ 「環境保全ゾーン」である御茶屋御殿山周辺では、景観保全や災害防止の観点から、自然環境の保全を図ります。



全域：国・県と連携した対策による浸水被害の軽減
道路、橋梁、上下水道などの社会インフラの長寿命化とリダンダンシー確保
生活道路の環状化と計画的な補修・改修
公共バスの利便性向上
宅地開発で設置された公園の市民協働での適正な維持管理
国・県事業と連携した水路等改修による浸水被害の軽減
公共下水道の整備促進と計画区域外での水質悪化防止
公共的空間でのバリアフリー化とユニバーサルデザイン導入
サイクリングロードを活用した広域観光振興

北部地域

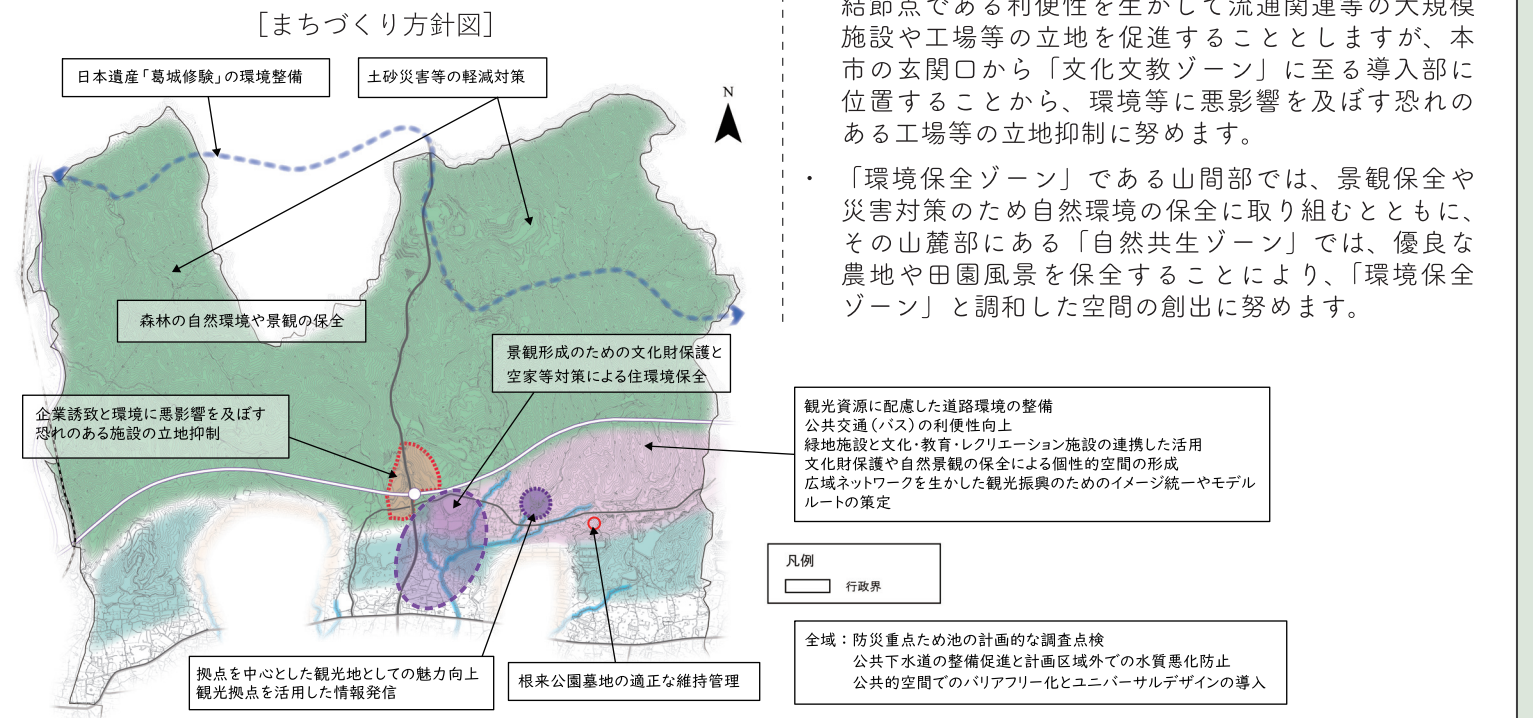
歴史文化と広域ネットワーク機能が調和する交流空間

将来都市構造上の位置づけ

- 根来寺を中心に文化・教育施設などが集積するエリアを「文化文教ゾーン」と位置づけ振興を図ります。
- 大阪府方面との「広域連携軸」である県道泉佐野岩出線と、「太平洋新国土軸」である京奈和自動車道の結節点に「岩出根来インターチェンジ」があります。
- 北部の和泉山脈部分は「環境保全ゾーン」、その南の山麓部は「文化文教ゾーン」を除き「自然共生ゾーン」とします。

土地利用方針

- ・ 「文化文教ゾーン」では、根来寺を中心とする歴史的まち並みや文化遺産の保全に努めるとともに、道の駅「ねごろ歴史の丘」、旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）、県植物公園緑花センター、岩出図書館、近畿大学生理工学部などの文化・教育・レクリエーション施設群と連携した地域資源の有効活用と個性的な交流空間の形成に努めます。
- ・ 岩出根来インターチェンジ付近では、広域交通網の結節点である利便性を生かして流通関連等の大規模施設や工場等の立地を促進することとしますが、本市の玄関口から「文化文教ゾーン」に至る導入部に位置することから、環境等に悪影響を及ぼす恐れのある工場等の立地抑制に努めます。
- ・ 「環境保全ゾーン」である山間部では、景観保全や災害対策のため自然環境の保全に取り組むとともに、その山麓部にある「自然共生ゾーン」では、優良な農地や田園風景を保全することにより、「環境保全ゾーン」と調和した空間の創出に努めます。



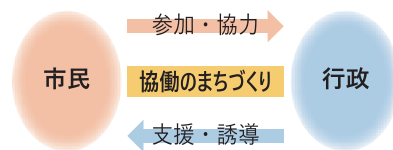
実現化の方策

市民協働によるまちづくりの推進

①「対話と協調」の推進

本計画の策定にあたり、住民アンケート調査やパブリックコメントの実施により、市民の意見やニーズの把握に努めるとともに、市ウェブサイトへの掲載や概要版の作成により、市民への周知に取り組んでいます。

また、市政懇談会等の機会を通じ、地域課題などの把握に努めます。



② 市民との協働体制の充実

地域に密着したまちづくりの取組に対し、市民の主体的な参画が期待されています。

道路、公園、河川といった都市施設の日常的な維持管理に対し、市民自らが興味を持ち、主体的な取組につながるよう、適正な役割分担のもとに話し合い、互いに協力し合える協働のまちづくりに取り組めます。

効率・効果的なまちづくりの推進

① 庁内推進体制の充実

都市計画に関わる施策には、様々な分野があることから、幅広い部門との連携が行えるよう、関係各課とのワーキングを取り入れるなど、庁内連携体制の強化に取り組んでいます。

また、「まちの将来像」や「都市づくりの目標」の実現にあたっては、施策・事業の着実な実施と効率的な事業展開が図れるよう、関係各課との連携を密に事業の積極的な取組を推進します。

② 関係機関との連携強化

国や県等の関係機関との連携強化を図ることで、効率・効果的な事業実施に取り組めます。

また、国・県などが実施する広域的な調整が必要な事業については、住民の意向を踏まえながら、円滑に事業が出来るよう協力・調整を行います。

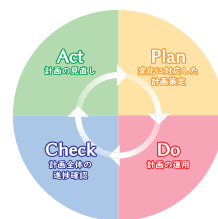
都市計画マスタープランの進行管理

① P D C Aサイクルの推進

計画で位置づけた施策ごとに、実施の確認、環境変化への対応など、P D C Aサイクルによるチェック体制のもと、適切な進行管理に取り組めます。

② 都市計画マスタープランの見直し

社会経済情勢等の変化に柔軟に対応できるよう、目標年次（令和14年）以前であっても、岩出市長期総合計画との連動を原則に、目指すべきまちづくりの目標の実現に向けたプランの見直しを可能とします。



都市づくり施策の実施手法

① 都市計画制度の活用

本市は、都市計画制度によらない柔軟なまちづくりによって発展してきましたが、都市計画法に基づく規制・誘導などが必要な場合は柔軟な対応を検討するとともに、防災、産業、観光、教育、文化、環境、福祉等の他の分野における多様なまちづくり手法とも連携し、まちの将来像の実現を目指します。

② 健全な財政運営

まちの将来像の実現に向けて、市民ニーズや緊急性等の諸条件をもとに優先度や効果を見極め、効率的に施策を実施できるよう努めます。

また、都市づくりの施策実施にあたっては、安定した財源を確保するため、国・県などの交付金や補助金の交付条件を見定め、有効に活用できるよう進めます。

③ 関係法令等の運用

市の実情に応じた都市づくりを推進していくため、都市計画法、建築基準法、景観法等の各種制度の適切な運用と効果的な活用に取り組めます。